

薬科学専攻（応用薬科学）（博士）

令和6年4月1日公表

ディプロマ・ポリシー			カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
本専攻博士後期課程では、本学の定める修業年限以上在学し、次のような能力・資質を備えた上で、16単位以上（修士課程における修得単位数を含まず）を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の意見を聴いて、学長が課程修了を認定します。課程修了が認定された者には、博士（応用薬科学）の学位を授与します。				
1. 知識・理解	1-1	医薬品の応用展開に関する専門的な知識を有し、体系的に理解している。	本専攻博士後期課程ではディプロマ・ポリシーを達成するために、次のような教育課程の編成・実施の方針に基づき、カリキュラムを編成します。 1. 医薬品や化粧品、サプリメント・栄養補助剤などの応用研究において、高度の専門性を有する職業人、または研究者としての実力を身につけます。 2. 研究指導は、論文作成研究および先端的内容の応用薬科学演習により、専門領域の枠を超えた柔軟な研究能力を育成します。この目的を達成するため、複数分野の指導教授からなる研究教育指導体制を探り入れており、研究の実践においては複数の専門分野の研究室ローテーション、あるいは外部医療機関や研究機関との応用研究および臨床研究に関して連携を推進しつつ、博士論文の作成を指導します。 3. 標準修業年限を超えて履修することができる長期履修学生制度や昼夜開講形態を採るなど、修学上の多様なニーズにも配慮します。 教育課程全般を通じて、先端の内容の応用薬科学演習と論文作成研究を有機的に関連づけることや、大学院生・教員間のディスカッションを十分に行うという教育方法により、大学院生の理解を深めます。 また、教育課程の評価については修了年次に提出する博士論文をもって教育課程を通じた学修成果の総括的評価を行います。	本専攻博士課程は、「立学の精神」とそれに基づく「教育目標」に賛同し、かつ修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識や技能、意欲を備えた人を求めます。 大学院薬学研究科薬科学専攻修士課程レベルの基礎薬科学または応用薬科学分野における知識と技能を有し、医薬品、食品、化粧品の応用展開に関する高度の専門性を有する職業人や研究者として活躍しようとする人を受けられます。
	1-2	化粧品の応用展開に関する専門的な知識を有し、体系的に理解している。		
	1-3	健康食品の応用展開に関する専門・応用的な知識を有し、体系的に理解している。		
2. 技能・表現	2-1	医薬品に関する応用研究を行うための技能を有し、新たな展開を図ることができる。		
	2-2	化粧品に関する応用研究を行うための技能を有し、新たな展開を図ることができる。		
	2-3	健康食品に関する応用研究を行うための技能を有し、新たな展開を図ることができる。		
3. 思考・判断	3-1	医薬品・化粧品・健康食品の応用展開に関わる分野の新たな問題・課題を見出すことができる。		
	3-2	医薬品・化粧品・健康食品の応用展開に関わる分野の新たな問題・課題の解決への方策を提示できる。		
4. 態度・志向性	4-1	医薬品・化粧品・健康食品に関する専門・応用的な教育・研究を行うことを志向する。		
	4-2	産学官において薬科学領域の応用研究に研究者・技術者として寄与・貢献することを志向する。		

薬科学専攻（薬科学）（博士）

令和6年4月1日公表

ディプロマ・ポリシー			カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
本専攻博士後期課程では、本学の定める修業年限以上在学し、次のような能力・資質を備えた上で、16単位以上（修士課程における修得単位数を含まず）を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の意見を聴いて、学長が課程修了を認定します。課程修了が認定された者には、博士（薬科学）の学位を授与します。				
1. 知識・理解	1-1	医薬品の創製および開発に関する専門的な知識を有し、体系的に理解している。	本専攻博士後期課程ではディプロマ・ポリシーを達成するために、次のような教育課程の編成・実施の方針に基づき、カリキュラムを編成します。 1. 医薬品の開発および化粧品や健康食品の創製等への応用において、高度の専門性を有する職業人、または研究者としての実力を身につけます。 2. 研究指導は、論文作成研究および先端的内容の薬科学演習により、専門領域の枠を超えた柔軟な研究能力を育成するため複数分野の指導教授からなる研究教育指導体制を採り入れており、研究の実践においては複数の専門分野の研究室ローテーション、あるいは外部研究機関との連携を推進しつつ、博士論文の作成を指導します。 3. 標準修業年限を超えて履修することができる長期履修学生制度や昼夜開講形態を探るなど、修学上の多様なニーズにも配慮します。 教育課程全般を通じて、先端的内容の薬科学演習と論文作成研究を有機的に関連づけることや、学生・教員間のディスカッションを十分に行うという教育方法により、学生の理解を深めます。 また、教育課程の評価については修了年に提出する博士論文をもって教育課程を通じた学修成果の総括的評価を行います。	本専攻博士課程は、「立学の精神」とそれに基づく「教育目標」に賛同し、かつ修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識や技能、意欲を備えた人を求めます。 大学院薬学研究科薬科学専攻修士課程レベルの基礎薬科学または応用薬科学分野における知識と技能を有し、医薬品、食品、化粧品の創製および開発に関する高度の専門性を有する職業人や研究者として活躍しようとする人を受け入れます。
	1-2	化粧品の創製および開発に関する専門的な知識を有し、体系的に理解している。		
	1-3	健康食品の創製および開発に関する専門的な知識を有し、体系的に理解している。		
2. 技能・表現	2-1	医薬品の創製および開発に関する研究を行うための技能を有し、新たな展開を図ることができる。		
	2-2	化粧品の創製および開発に関する研究を行うための技能を有し、新たな展開を図ることができる。		
	2-3	健康食品の創製および開発に関する研究を行うための技能を有し、新たな展開を図ることができる。		
3. 思考・判断	3-1	医薬品・化粧品・健康食品の創製および開発に関わる分野の新たな問題・課題を見出すことができる。		
	3-2	医薬品・化粧品・健康食品の創製および開発に関わる分野の新たな問題・課題の解決への方策を提示できる。		
4. 態度・志向性	4-1	医薬品・化粧品・健康食品の創製および開発に関わる専門的な教育・研究を行うことを志向する。		
	4-2	産学官において薬科学領域の発展に研究者・技術者として寄与・貢献することを志向する。		